

大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、地域公共交通の課題解決に有効な交通手段の先行モデル構築及び普及促進のため、交通事業者と市町村が協力して行う AI オンデマンド交通の導入に向けた取組に要する経費の一部について、予算の定めるところにより、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「AI オンデマンド交通」とは、あらかじめ設定した運行区域に乗降ポイントを設置若しくは設定し、AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う輸送サービスをいう。
- 二 「交通事業者」とは、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（第一種鉄道事業あるいは第二種鉄道事業の許可を受けた者で、旅客の運送を行うものに限る。）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象者は、市町村、交通事業者又はこれらを構成員とする協議会等の会議体とする。ただし、いずれの場合も市町村と交通事業者の連携が行われていることとする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域公共交通の課題解決に有効な交通手段の先行モデル構築及び普及促進に資するものであり、実装を見据えた AI オンデマンド交通の運行期間が 1 月以上の実証実験とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費であって、「別表」に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、補助率については補助事業を行うために必要な経費（大阪府以外からの公的補助等を受ける場合は、補助事業を行うために必要な経費からその公的補助金額等を差し引いたもの）の 2 分の 1 以内とする。

- 2 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものと

する。

(事業計画書の提出)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ、補助事業について、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金補助事業計画書(様式第1号)(以下「事業計画書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の内定)

第7条 知事は、前条の規定に基づいて承認した者に対し、補助金額を内定し、通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請をしようとする者は、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金交付申請書(様式第2号)及び第6条に基づき提出した事業計画書(様式第1号)の写しを知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(事業の着手時期)

第10条 補助事業の着手時期は、前条の交付の決定のあった日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(経費配分の軽微な変更等)

第11条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業にかかる経費の20パーセント以内の変更であって補助金交付額に影響がないものとする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号又は同項第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事

に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第 12 条 補助金の交付の申請をした者は、第 9 条に基づく通知を受け取った日から起算して 10 日以内に限り当該申請を取下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第 13 条 規則第 10 条の規定による報告は、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金補助事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を当該補助金の交付決定を受けた年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度中の 11 月 20 日までに補助事業を完了又は廃止したときにあつては、この限りでない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による報告は、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金補助事業実績報告書（様式第 6 号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に（同条後段に規定する場合にあつては、当該会計年度の翌年度の 4 月 20 日までに）知事に提出することにより行われなければならない。

2 規則第 12 条の知事の定める書類は大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金補助事業実績調書（様式第 7 号）とする。

(補助金の額の確定及び通知)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受け、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第 17 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費にかかる補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整

理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）第 1 条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく国の財産処分の基準に準ずるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 0 日から施行する。

別表（第4条第2項関係）

補助対象経費	細目（節）
AI オンデマンドの運行及びシステム導入にかかる費用 ・システム整備・保守・運用 ・車両・車載器リース ・実証運行に係る経費（燃料、運転手、委託運行等） ・予約受付（コールセンター）費用 ・乗降ポイント設置・撤去費用 等	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、負担金、補助及び交付金
利用促進サービスにかかる費用 ・MaaSなどのシステム（アプリ）整備・保守・運用 ・他システムとのデータ連携費用 等	
実験周知にかかる費用 ・実証実験の説明会費用 ・アプリ利用説明会費用 ・広告費用（チラシ、ポスター、ネット広告等） 等	
実験結果検証にかかる費用 等 ・アンケートの立案実施、検証、考察とりまとめ ・移動データの取得、可視化、検証、考察とりまとめ ・大阪府に提出する報告書作成費用 等	
(注) 1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 2 予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。	